

川口市福祉3計画（地域共生社会推進計画、高齢者福祉計画・介護  
保険事業計画、障害者自立支援福祉計画・障害児福祉計画（障害者  
福祉計画の見直し含む。)) 策定業務委託

公募型プロポーザル実施要領

川 口 市

（福祉部福祉総務課）

## 1 件名

---

川口市福祉3計画（地域共生社会推進計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者自立支援福祉計画・障害児福祉計画（障害者福祉計画の見直し含む。））策定業務委託

## 2 目的

---

本業務は、「第2期川口市地域共生社会推進計画」、「第10期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「第8期川口市障害者自立支援福祉計画・第4期川口市障害児福祉計画（障害者福祉計画（令和6年度～11年度）の見直し含む。）（以下「福祉3計画」という。）の策定へ向けて、基礎資料となる市民福祉ニーズ調査等各種調査の実施とともに、各計画内容の検討に必要な情報収集、資料作成、検討を行う会議の運営支援その他これらに伴う業務の全般的な支援について、各計画間の相互の連携及び内容の整合を図りながら効果的、効率的に実施することを目的とする。

## 3 委託業務の概要

---

### （1）業務に係る計画の範囲

#### ア 第2期川口市地域共生社会推進計画

以下に掲げる計画を一体的に策定する。

- ① 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に基づく市町村地域福祉計画（令和9年度から令和11年度まで）
- ② 再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づく、再犯の防止等に関する施策の推進に関する事項（令和9年度から令和11年度まで）
- ③ 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく、成年後見制度の利用の促進に関する事項（令和9年度から令和11年度まで）

#### イ 第10期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託

以下に掲げる計画を一体的に策定する。

- ① 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に基づく市町村老人福祉計画（令和9年度から令和11年度まで）
- ② 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に基づく市町村介護保険事業計画（令和9年度から令和11年度まで）

#### ウ 川口市障害者福祉計画

以下に掲げる計画を一体的に策定する。

- ① 障害者基本法（昭和24年法律第84号）第11条第3項に基づく市町村障害者計画の見直し（令和6年度から令和11年度まで）
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画（令和9年度から令和11年度まで）
- ③ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に基づく市町村障

害児福祉計画（令和 9 年度から令和 11 年度まで）

（2）選定方法

公募型プロポーザル方式

（3）業務内容

以下の仕様書に掲げるとおりとする。なお、各内容はプロポーザル実施時点で予定しているものであり、事業者選定後、双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。また、プロポーザルにおける企画提案においては、本内容の変更又は追加等の提案を行うことも可能とする。

ア 「第 2 期川口市地域共生社会推進計画策定業務委託仕様書」

イ ①「第 10 期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託（高齢者等実態調査）仕様書」

②「第 10 期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託（計画策定業務）仕様書」

ウ 「第 8 期川口市障害者自立支援福祉計画・第 4 期川口市障害児福祉計画策定業務委託仕様書」

（4）業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※本業務は、債務負担行為に基づく複数年契約とする。ただし、この契約に係る予算上の都合その他の必要があるときは、（5）の提案限度額を変更することができる。

なお、各年度の業務内容は、（3）業務内容の仕様書を参照すること。

（5）提案限度額

それぞれの業務ごとに以下のとおりである。

ア 第 2 期川口市地域共生社会推進計画策定業務委託

① 令和 8 年度分 10,120,000 円

イ 第 10 期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託

① 令和 7 年度分 高齢者等実態調査 8,120,000 円

② 令和 8 年度分 計画策定業務 6,498,000 円

ウ 第 8 期川口市障害者自立支援福祉計画・第 4 期川口市障害児福祉計画策定業務委託

①令和 8 年度分 13,573,000 円

※上記金額には、消費税及び地方消費税を含む。また、本委託業務の契約締結に係る限度額であり、この範囲内の見積額で予算見積調書が提出された場合に選考委員会への参加が可能である。見積額が限度額を超えた場合は失格とし、審査自体を行わない。

#### 4 参加資格に関する事項

---

以下の要件を全て満たす者を本業務の参加者とする。

- (1) 効果的・効率的な業務実施及び各計画間の相互の連携及び内容の整合を図るため、全ての契約について同一の事業者とする。

※個別の業務のみの企画提案は認められない。

- (2) 令和 7・8 年度川口市物品入札参加資格者名簿に登録があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当する者でないこと。
- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者
  - イ 対象事業の公告日前 6 カ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
  - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 15 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
  - エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 本業務の告示日から審査結果の通知の日までの期間において、川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準に基づく指名停止又は埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 本業務の告示日から審査結果の通知の日までの期間において、川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名除外又は埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていないこと。
- (6) 平成 25 年度以降において、地域福祉、高齢者福祉又は障害者福祉の 3 分野のうち、2 分野以上の計画策定支援業務（ただし、単に市民意識調査のみを受託など策定過程の一部を受託し完了したものは該当しない。）を受託し、かつその業務を履行し、成果物を納品した実績を有していること。
- (7) 共同事業体（J V）での参加は認められない。単体企業であること。

## 5 スケジュール予定

---

| 項目                               | 時期           |
|----------------------------------|--------------|
| 参加表明書及び募集要領等の公告<br>(川口市HPに各書式掲載) | 令和7年3月26日(水) |
| 参加表明書等の提出期限                      | 令和7年4月7日(月)  |
| 質問受付期間                           | 令和7年4月7日(月)  |
| 質問回答日                            | 令和7年4月18日(金) |
| 一次審査結果通知                         | 令和7年4月25日(金) |
| 企画提案書等提出期間                       | 令和7年5月16日(金) |
| プレゼンテーション審査<br>※場所青木会館           | 令和7年5月26日(月) |
| 選定結果通知                           | 令和7年6月2日(月)  |
| 契約締結                             | 令和7年6月10日(火) |

## 6 参加申請

---

(1) 参加表明書等の受付期間

令和7年4月7日(月) 午後5時まで(必着)

(2) 申請方法

「15 担当課」まで、持参又は郵送により提出。

持参の場合は、事前に「15 担当課」に連絡すること。

郵送の場合は書留とし、提出期限内に必着のこと。

(3) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書(様式1)

イ 会社概要(様式2)

ウ 業務実績(様式3)

## 7 プロポーザル参加に関する質疑及び回答

---

(1) 受付期間

令和7年4月7日(月) 午後5時まで

(2) 質問方法

質問書(様式6)を添付した電子メールを「15 担当課」へ送信すること。

(3) 回答

令和 7 年 4 月 18 日（金）までに、川口市ホームページに掲載する。

## **8 企画提案書等の提出**

---

(1) 提出期限

令和 7 年 5 月 16 日（金）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出方法

「**1 5 担当課**」まで、持参又は郵送により提出。

持参の場合は、事前に「**1 5 担当課**」に連絡すること。

郵送の場合は書留等配送記録が残る方法とし、提出期限内に必着のこと。

(3) 提出書類

ア 企画提案書（正本 1 部・副本 15 部）

イ 業務委託見積書（任意様式）（正本 1 部・副本 15 部）

ウ 業務実施体制（様式 5）（正本 1 部・副本 15 部）

(4) 企画提案書等作成にあたっての留意事項

ア 企画提案書

- ・1 事業者につき 1 提案とし、複数の提案書が提出された場合は、失格とする。
- ・本プロポーザルは、提案者の考え方、構想を問うものであり、文書等は簡潔明瞭に記載すること。文字数については指定しないが、文字は 10 ポイント以上とすること。
- ・提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認められない。
- ・作成については、「**1 0 評価項目及び評価基準**」の項番に沿って明確に採点できるように作成すること。
- ・表紙には「川口市福祉 3 計画（地域共生社会推進計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者福祉計画（障害者自立支援福祉計画・障害児福祉計画を含む。）策定業務委託」と記載すること。
- ・提出する際には、様式 4 を併せて提出すること。

イ 業務委託見積書

- ・任意様式とし、あて先は「川口市長」、件名を「川口市福祉 3 計画（地域共生社会推進計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者自立支援福祉計画・障害児福祉計画（障害者福祉計画の見直し含む。)) 策定業務委託」とすること。
  - ・消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税を明記すること。
  - ・追加提案した業務を含め、業務遂行に必要な全ての作業項目及び経費を見積るものとし、人工・回数・単価等がわかるように記載すること。
- ※上記イについては、「**3 委託業務の概要**」(**5 提案限度額**)に記載のとおり、ア～ウの年度ごとの内訳書を添付すること。

## 9 優先交渉権者の選定に関する事項

---

### (1) 選定手順

一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション）により行い、次の評価項目に従い選定する。

### (2) 一次審査

提出された書類により参加資格を確認し、参加資格の有無を通知する。

#### ア 審査基準

- ・「**4 参加資格に関する事項**」に定める参加資格に関する事項を満たしていること。
- ・「**1 1 参加事業者の失格**」に定める条件に該当しないこと。
- ・提案限度額内の企画提案であること。

#### イ 審査結果の通知

審査結果については、令和7年4月25日（金）までに通知する。

### (3) 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査を通過した者について、企画提案書等の内容についてプレゼンテーションを行い、「川口市福祉3計画策定業務委託業者選定委員会」（以下、委員会という。）が審査を実施する。

#### ア 審査の方法

- ・評価は参加事業者ごとに「**1 0 評価項目及び評価基準**」に基づき行う。
- ・評価の合計点が最上位の者を優先交渉権者として決定し、次に得点の高い者を次点交渉権者として決定する。
- ・最高得点に同数があつた場合は、委員会が多数決により決定する。
- ・参加事業者が1社の場合も選定を行う。
- ・優先交渉権者が何らかの理由により契約が不可能となった場合は、次点交渉権者を優先交渉権者とする。
- ・審査を行った委員の合計点が満点の点数の6割に達しない場合は、その参加事業者を不合格とする。

#### イ プレゼンテーションの方法

- ・プレゼンテーションの実施予定日は「**5 スケジュール予定**」のとおり。
- ・会場及び時間等の詳細については別途通知する。
- ・出席者（説明者）については、業務責任者及び本業務を主に担当する者3名以内とする。（パワーポイント等の操作者含む）
- ・プレゼンテーションは概ね45分とする。（説明30分 質疑15分）
- ・当日、企画提案書を拡大したパワーポイントの使用は可とするが、追加資料等の持ち込みは禁止する。

・パソコン、プロジェクター等の持込みは禁止する。パソコンを使用する場合は本市で用意したパソコンを使用すること。

・プレゼンテーションは、参加表明書等を不備なく提出したと認められた者から順に行う。

## 10 評価項目及び評価基準

| 評価項目       | 評価の視点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 配点  |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1 会社の業務実績  | <ul style="list-style-type: none"><li>・本市での福祉、保健、医療分野における行政計画策定業務の実績（平成27年度以降）</li><li>・他市町村での福祉、保健、医療分野における行政計画策定業務の実績（平成27年度以降）</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 10点 |
| 2 本業務の実施体制 | <ul style="list-style-type: none"><li>・【<u>管理者技術者における</u>】本市での福祉、保健、医療分野における行政計画策定業務の実績（平成27年度以降）</li><li>・【<u>管理者技術者における</u>】他市町村での福祉、保健、医療分野における行政計画策定業務の実績（平成27年度以降）</li><li>・【<u>担当技術者における</u>】本市での福祉、保健、医療分野における行政計画策定業務の実績（平成27年度以降）</li><li>・【<u>担当技術者における</u>】本市での福祉、保健、医療分野における行政計画策定業務の実績（平成27年度以降）</li><li>・適正な配置人員で本市の指示に柔軟な対応が可能か</li><li>・緊急時の対応について、協力、支援体制が確保されているか</li><li>・本委託業務で扱う個人情報について、受渡方法や受領後の管理方法は適切であるか</li><li>・事務室内外でのセキュリティ対策が十分に考慮されているか</li><li>・本委託業務に係る問い合わせ等について下記体制が整備されているか</li></ul> <p>ア 発注者の営業時間内に受注者の業務担当者が勤務し、問い合わせに対応可能か</p> | 40点 |



|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |       |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
|                        | <p>イ 発注者の問い合わせに対し、受注者が 24 時間以内に返答可能か</p> <p>ウ 特定の担当者が不在の場合、事業継続のために別の担当者が対応可能か</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |       |
| 3 提案内容                 | <p>【業務の理解度について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川口市全体や地域における福祉、保健、医療分野の現状について、十分に認識しているか</li> <li>・本委託業務の目的、実施条件、内容の重要度及び難易度等を的確に反映した内容となっているか</li> </ul> <p>【業務実施方針について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市部における福祉、保健、医療分野の課題を理解した内容になっているか。</li> <li>・各計画の構成について、具体的かつ新たな視点が盛り込まれた提案になっているか</li> <li>・各計画の評価方法について、効果的な提案が示されているか</li> <li>・福祉 3 計画の調和を図り、かつ、連携を確保するための効果的な手法が提案されているか</li> </ul> | 60 点  |
| 4 質疑に対する的確な応答及び本業務への意欲 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案との整合性、論理性</li> <li>・柔軟な姿勢、熱意、責任感</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 10 点  |
| 5 提案金額                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案金額に応じた点数を付与する。</li> </ul> <p>※提案限度額の 3 分の 2 の金額を下回った場合は大幅に妥当性を欠くと判断し、0 点とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 5 点   |
| 合 計                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 125 点 |

## 1.1 結果の公表

選定結果については、本市ホームページで公表するとともに、令和 7 年 6 月下旬に参加申請のあった全事業者に通知する。ただし、優先交渉権者以外の事業者を特定できる情報は一切公開しない。また、結果についての異議の申し立ては一切受け付けない。

## 1.2 参加事業者の失格

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (3) 見積額が限度額を超えている場合
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

### **1.3 契約条件について**

---

- (1) 優先交渉権者に選定された事業者は、速やかに本市と契約交渉を開始する。
- (2) 優先交渉権者は、契約交渉が整い次第、改めて見積書を市に提出するものとする。  
この場合において、当該交渉により対象業務が減少した場合は、対象業務の減少に伴う費用を減じた額を見積書に記載すること。
- (3) 本業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。  
ただし、あらかじめ本市から書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 優先交渉権者との契約交渉過程において、業務の遂行が困難であることが判明した場合は、交渉を打ち切り、次点交渉権者との契約交渉を開始することがある。
- (5) 優先交渉権者（優先交渉権者との契約交渉を打ち切った場合の次点交渉権者を含む。以下同じ。）との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。
- (6) 優先交渉権者が契約を辞退したことにより契約が成立せず、その辞退理由が正当な理由ではないと本市が判断した場合、または契約不成立により本市に障害が生じる場合には、契約相手方である事業者に対して入札参加停止措置を行うことがある。

### **1.4 留意事項**

---

- (1) 本件は、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (2) 本要領及び関連情報については川口市ホームページ（タイトル「川口市福祉3計画（地域共生社会推進計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者自立支援福祉計画・障害児福祉計画（障害者福祉計画の見直し含む。）」策定業務委託」公募型プロポーザル募集）」にて閲覧に供する。
- (3) プロポーザルに係る書類の作成及び提出に係る費用並びに委員会への参加費用は全て参加者の負担とする。
- (4) 提出書類等は返却しない。
- (5) 提出後における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- (6) 本市は提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとする。

る。なお、公表の際の使用料等は無償とする。

- (7) 提出書類は川口市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (8) 企画提案書等の作成のために本市より受領・ダウンロードした資料は、本市の許可なく公表及び使用することはできない。
- (9) 郵便・電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (10) やむを得ない事情により、委託業務の期間が変更となる場合、その際に係る費用については、市と協議することとする。
- (11) 契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合又は本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができる。

## **1.5 担当課**

---

川口市福祉部福祉総務課庶務係（担当：大橋、鈴木、渡辺）

所在地：川口市中青木1-5-1 市役所第二庁舎4階

（郵送の場合の郵送先：〒332-8601 川口市青木2-1-1）

電話：048-259-7929

FAX：048-255-3188

Eメール：083.01000@city.kawaguchi.saitama.jp